

平成 30 年 9 月 4 日
事 務 連 絡

各都道府県 特別障害者手当 ご担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

特別障害者手当の障害程度認定基準の次表に該当する視野障害の
障害程度の確認について

特別障害者手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）につい
て」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福
祉部長通知）が一部改正され、視覚障害の認定基準が変更されました。

本通知の改正により、平成 23 年 1 月 11 日付け事務連絡で示した取扱いがで
きなくなったことから、特別障害者手当における視野障害の程度の判断につい
ては下記の通りとします。

つきましては、運用について遺憾のなきようお願いするとともに、管内市区町
村に対して周知をお願いいたします。

記

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60
年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び
特別障害者手当の障害程度認定基準」（以下、「認定基準」という。）第三の 2 の
（1）の表第十号に該当する障害であるかは、特別障害者手当の診断書で判断す
ること。

したがって、認定請求の際には、認定基準の別添様式第 9 号若しくは第 15 号
の備考欄等に、認定に必要な情報を記載いただくようにすること。